

三木町シンボルキャラクターのデザインの利用に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、三木町（以下「町」という。）が定めるシンボルキャラクター（以下「キャラクター」という。）の名称及び図柄（以下「デザイン等」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(デザイン等)

第2条 キャラクターの名称及び図柄は別図のとおりとする。

2 デザイン等に関する著作権法（昭和45年法律第48号）に基づく権利（以下「著作権」という。）は、全て町に帰属するものとする。

(利用の申請)

第3条 デザイン等を利用しようとする者は、三木町シンボルキャラクター利用許諾申請書（様式第1号）にデザイン等の利用方法が明示された書類を添えて、あらかじめ町長に申請しなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 町以外の者が町又は三木町教育委員会の主催、共催又は後援により実施する事業に利用するとき。
- (2) 新聞、テレビその他報道機関が報道又は広報の目的により利用するとき。
- (3) 個人若しくは家庭内又はこれに準ずる範囲内において利用するとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当であると認めるとき。

(利用の許諾等)

第4条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、デザイン等の利用を許諾するときは、三木町シンボルキャラクター利用許諾通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、次の各号の一に該当するときは、許諾（次条第2項及び第6条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）をしないものとする。この場合において、町長は、三木町シンボルキャラクター利用不許諾通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

- (1) 町の信用又は品位を損なうおそれがあると認められるとき。
- (2) 法令及び公序良俗に反するおそれがあると認められるとき。
- (3) 商標法（昭和34年法律第127号）に基づく商標、意匠法（昭和34年法律第125号）に基づく意匠等として独占的に利用するおそれがあると認められるとき。
- (4) 町が特定の個人、政党又は宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与えるおそれがあると認められるとき。
- (5) デザイン等の著しい変更に伴い、キャラクターのイメージを損なう恐れがあると認められるとき。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）及び暴力団関係者が利用するとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、デザイン等の利用について町長が適当でないとき。

3 町長は、許諾をするにあたり、必要な条件を付すことができる。

(許諾の有効期間等)

第5条 許諾の有効期間は、3年以内とする。ただし、更新することを妨げない。

2 前2条の規定は、前項の更新について準用する。この場合において、第3条中「あらかじめ」を「町長が定める期間内に」とする。

(許諾内容の変更等)

第6条 許諾を受けた者(以下「利用者」という。)は、許諾を受けた内容を変更しようとするときは、三木町シンボルキャラクター利用変更申請書(様式第4号)に必要な書類を添えて、あらかじめ町長に申請しなければならない。

2 第4条の規定は、前項に規定する変更について準用する。この場合において、同条第1項中「前条」を「第6条第1項」に、「デザイン等の利用」を「許諾内容の変更」に、同条第2項中「許諾」を「変更の許諾」とする。

(利用料)

第7条 デザイン等の利用料は、無料とする。

(利用上の遵守事項)

第8条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許諾を受けた目的にのみ利用すること。
- (2) 第2条に規定する名称並びに町が別に定める形状及び色の規格に沿った図柄を利用し、デザイン等の変更を行わないこと。ただし、町長が認めた場合を除く。
- (3) 許諾に基づきデザイン等を利用して作成した物件(以下単に「物件」という。)の完成見本を提出すること。ただし、完成見本の提出が困難と認められるものについては、写真等の提出をもってこれに代えることができる。
- (4) 許諾を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (5) 物件について、商標法による商標登録又は意匠法による意匠登録等の出願を行わないこと。

(許諾の取消し等)

第9条 町長は、利用者が次の各号の一に該当すると認めるときは、許諾を取り消すことができる。

- (1) 第4条第2項各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 第4条第3項の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により、利用の許諾を受けたとき。
- (4) 前条各号に掲げる遵守事項に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、デザイン等の利用を継続することが適当でないとき。

2 町長は、前項の規定により許諾を取り消したときは、三木町シンボルキャラクター利用許諾取消通知書(様式第5号)により当該取消しをした利用者には通知するものとする。

3 前2項の規定により許諾を取り消された者は、当該許諾に係る物件の利用を直ちに中止しなければならない。

4 町長は、許諾を受けずにデザイン等が利用された場合及び利用者が第1項及び第2項の規定により許諾を取り消されたにもかかわらず、当該許諾に係る物件の利用を中止しない場合は、著作権法その他の法令の規定に基づき、利用の差止めその他の必要な措置を講ずることができる。

(免責)

第10条 町は、前条第1項の規定による許諾の取消しにより利用者に生じた損害又は損失について、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任(次項において単に「法律上の責任」という。)を一切

負わない。

2 町は、利用者がデザイン等の利用により第三者に対して与えた損害又は損失について、法律上の責任を一切負わない。

(損害賠償)

第11条 利用者は、第9条第1項各号の一に該当した場合において、町に損害を与えたときは、その損害について賠償しなければならない。

(報告等)

第12条 町長は、デザイン等の利用状況等に関し必要があると認めるときは、利用者に対し報告を求め、又は実地に調査をすることができる。

2 利用者は、申請書に記載した利用者の住所、名称、代表者氏名及び連絡先について変更が生じたときは、速やかに町長へ報告しなければならない。

(公表)

第13条 町長は、デザイン等の利用を広く促進するため、デザイン等の利用の許諾に関する状況等を公表することができる。

(委任)

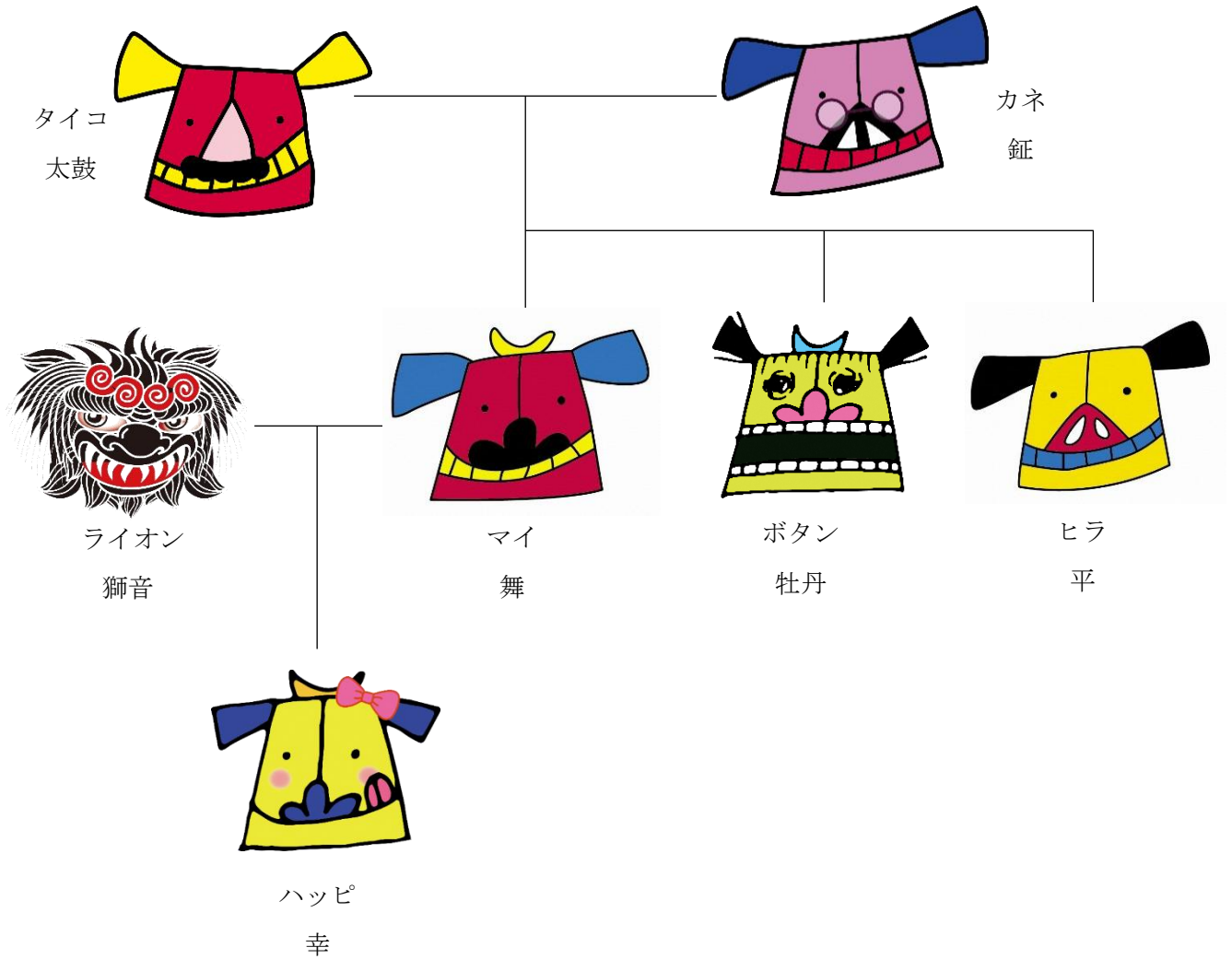
第14条 この要領に定めるもののほか、デザイン等の利用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

別図（第2条）

「三木町の獅子家」キャラクターの名称及び図柄



「三木町の獅子家」の文字表記

三木町の獅子家